

原子力発 第20485号
令和3年 3月 26日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

住所 香川県高松市
氏名 四国電力株式会社
取締役社長 長井 啓
社長執行役員

使用前検査申請書の記載内容の変更について

令和元年7月26日付け原子力発 第19167号で申請し、令和2年12月10日付け原子力発 第20355号で変更しました伊方発電所第3号機使用前検査申請書の記載内容を別紙のとおり変更しましたので、原子力発電工作物の保安に関する命令第19条第3項の規定により提出いたします。

以上

別 紙

1. 使用前検査申請書及びその変更の内容を説明する書類番号

伊方発電所第3号機

使用前検査申請書番号

原子力発 第19167号（令和元年 7月26日）

以下、使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

原子力発 第20355号（令和2年12月10日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前検査申請書

(変更前)

【申請書記載事項】

検査希望年月日	(第1号)	自令和元年10月7日
	(第5号)	至令和3年3月
使用開始予定年月日		自令和3年2月
		至令和3年3月
使用開始予定年月日		令和3年3月

(変更後)

【申請書記載事項】

検査希望年月日	(第1号)	自令和元年10月7日
	(第5号)	至令和3年8月
使用開始予定年月日		自令和3年8月
		至令和3年10月
使用開始予定年月日		令和3年10月

変更理由

工事工程の変更及び工事の進捗に伴い、検査希望年月日および使用開始予定年月日に変更が生じたことから、「検査希望年月日」及び「使用開始予定年月日」の記載を変更する。

2. 2 工事の工程に関する説明書

変更内容は、添付資料ー1のとおり。

2. 3 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更内容は、添付資料ー2のとおり。

3. 添付資料

添付資料ー1 「工事の工程に関する説明書」変更前後比較

添付資料ー2 「工事の工程における放射線管理に関する説明書」

変更前

工程の工事期間と施工割合

月別	合計工期												合計実績											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
原計画	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
実際	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

伊方核電所第2号機
原子炉建屋
炉子供給系統
1号機給水系統
炉子供給系統

変更後

工程の工事期間と施工割合

月別	合計工期												合計実績											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
原計画	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
実際	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

伊方核電所第2号機
原子炉建屋
炉子供給系統
1号機給水系統
炉子供給系統

変更理由

- 工事工程の変更に伴い、現地工事の期間及び使用前検査の工程を変更する。

■: 原始工事の実績
□: 延期実績(未実現)
○: 使用実績(未用)

変更前	変更後
工事の工程における放射線管理に関する説明書	
<p>1. 檜査に伴う放射線管理</p> <p>(1) 檜査中の放射線管理 被ばく低減及び汚染拡大防止を図るため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、伊方発電所放射線管理総括内規（細則一2 放射線管理細則）に基づき管理し、保護衣の適切な着用について指導及び助言を行う。</p> <p>(2) 個人線量管理 線量は、ガラスバッジ及び警報付ボケット線量計を用いて測定する。</p>	<p>1. 檜査に伴う放射線管理</p> <p>(1) 檜査中の放射線管理 被ばく低減及び汚染拡大防止を図るため、検査エリアの環境サーベイを実施するとともに、検査に係る者に対し、伊方発電所放射線管理総括内規（細則一2 放射線管理細則）に基づき管理し、保護衣の適切な着用について指導及び助言を行う。</p> <p>(2) 個人線量管理 線量は、ガラスバッジ及び警報付ボケット線量計を用いて測定する。</p>
<p>2. 檜査場所の区域区分</p> <p>(1) 汚染区分 3号機 [] 3号機 []</p>	<p>2. 檜査場所の区域区分</p> <p>(1) 汚染区分 A区分 (注1) B区分 (注2)</p>
<p>(注1) 汚染のおそれのない区域 (注2) 経済産業省告示第百八十七号に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域</p>	<p>(注1) 汚染のおそれのない区域 (注2) 核燃料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号）に定める表面密度限度及び放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えるおそれのない区域</p>
<p>3. 管理区域検査場所図 別紙参照</p>	<p>(2) 線量当量率区分 1区域：0, 1mSv/hを超えるおそれのない区域 2区域：1mSv/hを超えるおそれのない区域 3区域：1mSv/hを超えるおそれのある区域</p> <p>3. 管理区域検査場所図 別紙参照</p>
<p>・検査場所の汚染区分の定義に関する記載を適正化する。</p>	
変更理由	